

令和6年度第1回  
荒川区児童福祉審議会会議録

日時：令和6年7月3日（水）午後6時30分～午後8時11分  
会場：サンパール荒川3階 小ホール

○本木子育て支援課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和6年度第1回荒川区児童福祉審議会を開催させていただきます。

皆様方には、本日、大変ご多忙の中、第3期の委員にご就任いただきまして誠にありがとうございます。本日は委員改選後の初めての審議会でございますので、委員長選出までの進行を子ども家庭部子育て支援課長の本木が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、会議の開催に当たりまして、子ども家庭部長よりご挨拶申し上げます。

○小堀子ども家庭部長 改めまして、皆さん、こんばんは。年度が変わった後のご多忙のところを夜にお集まりいただきありがとうございます。また、第3期の委員にご就任いただきまして本当にありがとうございます。

第3期ということで、荒川区で児童相談所（以下、「児相」という。）を開設して5年目を迎えました。特段、大きな事故等もなく、また子どもたちのために子育て支援施策についてもいろいろ取り組んでまいりました。

本日につきましても、様々な議題の中でいろいろご質問等があれば何なりとおっしゃっていただいて、荒川区の子どもたち、それからご家庭のためによりよい施策を進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○本木子育て支援課長

まず、本日席上に配付しております資料のご確認をお願いします。次第と資料1～6までをクリップ留めした資料、委嘱状の入った封筒、席次表となります。

また、本日審議会の前に行いました区内の児童福祉施設の見学会の際にお配りしましたパンフレット等につきまして、本会のみご出席の委員の皆様にもご参考までに配付してございます。もし、お手元に不足がございましたら事務局までお申しつけください。

それでは、次第に沿って進めさせていただければと思います。まず、次第1、委員の委嘱、次第2、委員の紹介でございます。委嘱状につきましては、本来でございましたらお一人お一人にお願い申し上げるところでございますが、先ほどご案内をさせていただきましたとおり、席上の封筒の中に入れてさせていただきましたので、ご確認のほどお願いします。

では、改めまして、席上に配付しております第3期委員の委員名簿及び席次表をご覧ください。本委員会は資料2-1の荒川区児童福祉審議会条例、2-2の荒川区児童福祉審議会条例施行規則に基づいて設置されております。本日は出席14名、欠席4名となっており、荒川区児童福祉審議会条例第6条に定めてございます過半数の委員のご出席をいただいておりますので会議の定足数を満たしていることをご報告させていただきます。

それでは、本日は今期初回の会議となりますので、委員の皆様方から自己紹介をお

願いたします。

[委員自己紹介]

○本木子育て支援課長 ありがとうございます。

次に、関係部課長及び事務局からご挨拶させていただきます。

[関係部課長及び事務局挨拶]

○本木子育て支援課長 改めまして、どうぞよろしくお願いいたします。

また、本日ですが、会議録作成のために会議を録音させていただきます。会議録につきましては、委員の皆様にご確認をいただいた後、会議資料とともに区のホームページに掲載させていただきますのでご了承いただければと思います。

続きまして、次第3、委員長及び副委員長の選任に移らせていただきます。荒川区児童福祉審議会条例第4条第1項の規定に基づき、委員の皆様の互選により委員長及び副委員長の各1名の選出をお願いします。

(委員の互選により委員長に河津委員、副委員長に川松委員が選任。)

[拍手]

それでは、河津委員長、川松副委員長、一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

○河津委員長

引き続き、今期も務めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○川松副委員長 ご指名いただきましてありがとうございます。

最近、制度が変わるので、本当に私たちもついていくのが大変な状況だと思うのですが、できるだけ新しい時代にマッチした子どもや子育て家庭の支援が進められますように努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○本木子育て支援課長 ありがとうございます。

それでは、この後の議事進行は河津委員長にお願いします。

○河津委員長 それでは、議事に入ります前に、本審議会につきましては、荒川区児童福祉審議会条例施行規則第2条の規定により公開になっております。

本日は傍聴希望者がいらっしゃいますので入場をお願いします。

[傍聴者入場]

それでは、議事に入りたいと思います。議事(1)、里親部会、権利擁護部会、保育部会、児童虐待死亡事例等検証部会の設置についてです。事務局より説明をお願いします。

○本木子育て支援課長 それでは、資料3-1をご覧ください。こちらが部会を設置する要綱となっております。第2条をご覧ください。審議会及び部会としまして、4つの常設の部会の設置を決めてございます。里親部会、権利擁護部会、保育部会及び児童虐待死亡事例等検討部会でございます。それぞれの部会の設置目的及び所掌事項につきましては資料3-2にまとめてございます。

時間の関係もございますのでこちらにつきましては割愛をさせていただきます。

それでは要綱にお戻りいただければと思います。第3条では、「調査審議に係る事項の専門性等に応じて臨時に部会を設置することができる。」と規定しております。

また、第4条で議事録について規定をしております。部会では、議事録を作成し保存してまいります。また、第3項に、部会の議事録は非公開ということで規定しております。ただし、部会長が必要があると認めた場合は公開ということになってございます。

簡単ではございますが部会の設置につきましては以上でございます。

○河津委員長 ありがとうございます。それでは、この審議会において4つの部会を設置し、それぞれ資料に記載をされました所掌事項について、部会における議決をもって審議会における議決としたいと思います。

ご異議はありませんでしょうか。

それでは異議がないようですので、部会における議決をもって、そのたびに審議会は開かなくても議決とするということにしたいと思います。

また、各部会員につきましては、荒川区児童福祉審議会条例施行規則第3条の規定により委員長が指名することとされております。

資料1の名簿に所属部会を掲載しております。皆様のご専門分野を勘案しまして、このとおりの部会にご所属いただくということで決定したいと思いますので、よろしくをお願いします。

また、本審議会の終了後に4つの部会を同時に開催しますので、よろしく申し上げます。

それでは、各部会の開催状況について報告に入りたいと思います。まず事務局から部会ごとに説明をしていただいて、委員の改選がありましたために第3期の部会長については、本会終了後に各部会で選任を行います。部会報告は第2期の部会長から行っていただきます。

では、まず里親部会について、事務局からお願いします。

○本木子育て支援課長 それでは、お手元の資料4の2ページをご覧ください。この期間中、里親部会につきましては令和5年度に1回、今年度は5月に1回開催しました。令和5年度第4回は養育家庭2件についてご審議いただき、承認となっております。

また、報告事項としまして、里親登録の更新に関する報告をしました。

令和6年度第1回目は、養育家庭1件についてご審議いただきまして、了承となっております。

また、報告事項としまして、里親登録更新の毎月の件数の報告をしました。

以上でございます。

○河津委員長 ありがとうございます。本日は第2期里親部会長の坂井委員はご欠席ですので、代理で鈴木委員に坂井委員からのコメントを読み上げていただきたいと思います。

○鈴木委員 坂井委員作成のコメントを代読させていただきます。

2回の部会で合計3つの家庭について審議を行いました。いずれも部会の各委員の専門性を生かして多角的に意見を出し合いました。

里親制度は登録するときの入り口で排除してしまうのではなく広く受け入れて、それぞれの家庭のスタイルと社会的養護を必要とする子どものニーズをマッチングする児相のケースワークが大切であると改めて痛感させていただきました。

以上となります。

○河津委員長 ありがとうございます。

続いて、権利擁護部会の報告について、事務局からお願いします。

○本木子育て支援課長 お手元の資料4の3ページをご覧ください。権利擁護部会につきましては、この期間中、令和6年度に2回開催しました。

令和6年度第1回は、令和6年3月分の荒川区子ども家庭総合センターにおける出頭要求等及び一時保護実施状況についての報告と被措置児童等虐待通告にかかる対応についての報告をしました。

令和6年度第2回目は、報告事項としまして、令和6年5月分の荒川区子ども家庭総合センターにおける出頭要求等及び一時保護実施状況についての報告をしました。

また、審議事項としまして、児童福祉法第28条第2項に基づく施設入所更新の適否に関する諮問についてご審議いただき、承認をいただきました。

以上でございます。

○河津委員長 ありがとうございます。それでは、第2期権利擁護部会長の川松副委員長からお願いします。

○川松副委員長 今、ご報告いただいたとおりですけれども、2回開催されていて、1回目は被措置児童虐待に関わる状況についてご報告いただきまして、区で調査をされているということになります。

それから2回目は児童福祉法第28条の入所事例の更新に関する諮問ですけれども、更新について承認しております。お子さんとご家族との関わりについてどのように進めていただきたいかということで委員からいろいろご意見が出されておりましたので、児相の方と少しディスカッションさせていただいたという会でした。

以上になります。

○河津委員長 ありがとうございます。保育部会については、この期間中、開催がありませんでしたので、続いて、児童虐待死亡事例等検証部会について、事務局からお願いします。

○本木子育て支援課長 お手元の資料4の4ページをご覧ください。児童虐待死亡事例等検証部会につきましては、本来、案件が生じた段階で開催するものでございますが、案件が生じないための未然防止や事案が生じた際に適切な対応ができるよう他自治体の事例を基に、児童虐待に係る荒川区の対応等について委員の皆様からご意見をいただく機会として開催しました。

今年度は6月に一度開催しまして、事例検討として、こども家庭審議会児童虐待防止対策部会による「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会第19次報告」より、他自治体における児童虐待重大事故を基にしました荒川区の対応と今後の課題について検討いただきました。

以上でございます。

○河津委員長 ありがとうございます。

今回は国の第19次報告の中から事例を取り上げました。

事例の概要は、本児と異父兄がそれまで一緒に生活したことがなく、それぞれ異なる社会的養護下で生活していたところ、本児が実母宅へ家庭復帰し、一方で、異父兄は、施設を転々としてきたが里親不調となり、一度、社会的自立はしたものの実母のところに頻繁に出入りするようになりました。外出を繰り返す実母に代わって異父兄が、本児の世話をしていましたが、最終的に異父兄が本児に対して事故を起こしてしまったというものでした。不足する情報について、後藤委員や事務局が当時の新聞記事等のインターネット情報等で補いながら、実際に荒川区で同様の事例が起きたときにどう対応するかということを議論しました。

実母には薬物使用等による複数の逮捕歴があり、覚せい剤関係は警察が、非常によく情報を把握しているのでその危険性、リスクマネジメントにかなり資することから、警察との連携をしっかりとることが重要であるという後藤委員からの助言や、それから後は月並みですけれども、アセスメントに甘さがあったように思います。

以上でございます。

それでは、4部会全て報告が終わりましたが、ただいまの説明について何かご質問があれば頂戴したいと思います。

それでは、本件については以上とさせていただきます。

続きまして、2件目の報告案件について、所管課から説明をお願いします。

○石塚子ども家庭総合センター所長

お手元の資料5に基づきまして説明をさせていただきます。

まず1の経路別相談受付状況についてでございます。令和5年度の相談受付件数は合計で1,228件となります。令和5年度で相談が多かった経路としては、家族・親戚が366件、次いで、警察等が269件、その他131件、近隣・知人114件、学校88件となっております。

その他は131件と多くなっておりますけれども、きょうだい受理事等の件数を計上しております。

2-1、種類別相談受付状況でございます。資料の一番上の行に、養護、保健、障害など相談の種別ごとにくくられておりますけれども、一番多かったものが養護相談で、児童虐待とその他を合計して819件でございます。全体の相談件数が1,228件ですので養護相談が7割近くを占めているという結果になります。次いで、育成相談の合計が150件、障害相談の合計が130件となっております。

養護相談のうちのその他162件には養育困難等が計上されております。その他106件につきましては、措置延長等が計上されております。

年齢ごとの件数の合計については、一番多いのが13歳で87件、次いで11歳が84件、7歳が83件となっております。

2-2、児童虐待相談受付状況（種別）をご覧ください。児童虐待の内訳としましては、心理的虐待が399件と虐待の約6割を占めており、次いで、身体的虐待が197件、保護の怠惰・拒否（ネグレクト）が60件、性的虐待が1件となっております、児童虐待の合計は657件となっております。

続きまして、3、種類別相談対応件数でございます。面接指導、児童福祉司指導、児童委員指導など児相として対応した種別ごとにみますと、一番多かったのが面接指導で、助言指導、継続指導、他機関あっせんを合計して1,050件、全体の対応件数が1,222件ですので面接指導が8割以上を占めております。

次いで、その他84件、児童福祉司指導が70件となっております。その他には、措置延長等が計上されております。

児童福祉施設の入所をご覧くださいますと、令和5年度の施設入所は14件、里親委託は3件となっております。

説明は以上になります。

○河津委員長 ありがとうございます。それでは、今の説明について、委員の皆さんからご質問、ご意見があれば頂戴したいと思います。

川松委員、どうぞ。

○川松副委員長 ご説明ありがとうございました。虐待の件数が多いこと、心理的虐待が多いことが感じられたのですが、3の種類別相談対応件数の入所と里親のところ、社会的養護の認定のお子さん17人中里親委託が3人なので、比率的には里親委託の比率があまり高くないという印象を持ちました。荒川区の里親登録数は必ずしもたくさんはないという特長があると思っており、他区や都内の里親を含めて委託が可能だと思うのですが、現状として、なかなか里親委託が進む状況でないのだろうと感じています。例えば乳児院に入所されるお子さんと3歳未満で里親に行かれる場合とどのような措置状況になっていらっしゃるのか、あるいは、低年齢の乳幼児の

お子さんは里親委託が進めやすいと思うのですが、乳児院退所後の行先として、里親が第一優先的に検討されているのかなど、現状でどのようにされているのか、今後の展望も含めて、考えを伺えたらと思いました。よろしくお願ひします。

○石塚子ども家庭総合センター所長 現状ですけれども、乳児院でも5名ぐらひは措置されております。その措置の中で今後どうするかというところですが、見ているとほとんどが家庭引取りを前提にした入所という形になっております。これにつきましても川松副委員長がおっしゃいますように、施設入所しているお子さんで里親委託にできるお子さんはいないかどうかも進行管理をしておるのですが、高年齢の入所の子どもたちが多く、入所の年数もかなり経っているということもございまして、地域での学校生活等を考慮すると、そこから養育家庭に委託という形にはなかなか難しい状況です。また、家庭引取りのケースもございまして、なかなか里親に委託するケースが少ないというのが現状でございまして。

○古賀子ども家庭総合センター相談担当課長 少し補足をさせていただきますと、乳児院から里親への委託で課題になっているのが、なかなか実親の理解が頂けないというところも現状としてございまして。里親に預けてしまうと、どうしても子どもを取られてしまうのではないかという気持ちを持つ保護者の方もいらっしゃいますので、そういった保護者の理解も得られるように里親委託の推進に努めてまいりたいと考えてございまして。

○河津委員長 ほかにいかがでしょうか。

後藤委員、どうぞ。

○後藤委員 資料5の1ページ目の1, 228件は子ども家庭総合センター全体への相談件数だと思うのですが、2ページ目によると児童虐待にかかる相談件数が657件ということで、子ども家庭総合センター全体の相談件数の約半数ですよ。子ども家庭総合センター全体への相談件数のうち、相談経路が、家族・親戚からのものが366件というのは非常に多いなと思ったのですが、児童虐待にかかる主だった相談経路は何件か分かりますか。

○河津委員長 事務局でどうぞ。

○古賀子ども家庭総合センター相談担当課長 虐待の657件の相談の受付の経路でございまして、多いところはやはり警察が多く235件で、その次が家族・親族で86件、その次が学校で76件となっております。

○後藤委員 家族・親戚で86件もあるのですか。結構ありますね。近隣・知人は何件ですか。

○古賀子ども家庭総合センター相談担当課長 近隣・知人は62件となっております。

○後藤委員 児童本人は何件ですか。



○古賀子ども家庭総合センター相談担当課長 児童本人は11件となっております。

○後藤委員 分かりました。ありがとうございました。

○河津委員長 よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。

齋藤委員からどうぞ。

○齋藤委員 2点教えていただきたいのですけれども、児相が開設して5年目になって、相談件数と虐待の件数が増えているのか減少しているのかというのを教えていただきたいのと、あともう一つが、経路別の相談件数ですけれども、私の経験上、保健センターがゼロというのが少し不思議だと思ったのと、保育所はあるのですけれども認定こども園も1年間通してゼロというのは、普通だったら相談があるのではないかと少し思ったもので教えていただければありがたいです。お願いします。

○古賀子ども家庭総合センター相談担当課長 まず虐待の件数が増えているのかというところでございますが、相談全体で申し上げますと、令和5年度が1,228件、令和4年度が1,052件、令和3年度が1,186件ということで、令和3年度から見ると一度下がってまた上がっているという状況になってございます。その中で特に虐待についてでございますが、令和3年度が477件、令和4年度が516件、令和5年度が657件となっておりますので、虐待の件数としては増えているところでございます。

その後のご質問が、保健センターからの通告がないのかでございますが、この保健センターというところがまた保健所とは違うものになりますので、保健所からの通告は一定数入っており、保健センターと位置づけ施設は、現在区内にないことから、通告は入っていないところでございます。

認定こども園からの通告というところですが、こちらが保育園も含めてですけれども、やはり学校に比べると通告の件数が少なくなって、認定こども園は、今、荒川区には施設がございませんので、件数としてはゼロになってございます。

○小堀子ども家庭部長 少し補足になりますけれども、今、荒川区では汐入にこども園というのがありますが、そこは認定を取ってございませんので幼稚園としてカウントしてございます。

また、こども園として運営しているのは2つあるのですけれども、そちらは元々は私立の幼稚園として運営を始めたところでございますので、幼稚園で計上させていただいているという状況がございます。

○河津委員長 よろしいですか。

○後藤委員 乳幼児の訪問事業などをやっていたら、健診未受診などいろいろあった場合は、その保健センターから通報が来るのではないですか。それとも1件もそういう家庭がないということなのですか。

○古賀子ども家庭総合センター相談担当課長 もし、乳幼児健診のところでは何か不安

なことがあって通告が来る場合は、保健所のところに計上されることになってございます。

○後藤委員 51件で結構来ているということですか。保健所というのは区の機関ですか。

○古賀子ども家庭総合センター相談担当課長 はい、区の機関で健康部の健康推進課というところが所管している部署になります。

○後藤委員 では、こちらからそういう健診の不安な家庭については相談が来るということですね。分かりました。ありがとうございました。

○河津委員長 ほかにはいかがでしょうか。長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 前年度から虐待の相談件数が1.3倍ほどに増えているというのは分かるのですが、ほかの区はどのような状況でしょうか。私は全然、ほかの区は分からないので、荒川区は非常にこういうのが伸びていてほかの区は下がっているなど、比べてみたときに、どの区が一番いい、この区はうまく成功している事例があるなどという情報はありますか。

○小堀子ども家庭部長 区間の施策などを比べて、どちらがどう住みやすいや、どちらがどう子育てしやすいというのはなかなか難しいところかと思えます。虐待の件数が一見657件と昨年度より150件ぐらい増えているようには見えますけれども、実態が増えているというよりはやはりこの児相ができて5年目というところで、身近なところで少し気になることでも、まずは連絡してみようか、まずは相談してみようかということが増えたのかと実感をしているところです。

あわせて、近隣の区、例えば、区で児相ができたところと比べなければ難しいのかと思えますけれども、近いところで葛飾区は最近児相ができましたけれども、そういったところはまだ1年たっていないですし、江戸川区と比べるとこうであるところで申し上げるのも難しいところがあるのですけれども、荒川区は、今、長谷川委員おっしゃったように、20年ぐらい前には下町らしく、まさにお節介おじさん、お節介おばさん運動というのがあったぐらいで、隣のお子さんが玄関でずっと泣いているのだけれども、たとえば189にすぐ電話がかかってくるという風土がございますので、そのような意味では、虐待の早期発見や未然防止にはとっても強い地域力を持った地域であるとは感じています。また、荒川区は、この後もご説明しますけれども、いろいろな子育てに関する施策がある中で、それをご家庭のニーズにどれだけ合っているかというところで、荒川区を選んでお住まいになる方もいらっしゃいますし、もう一步このようところがというところで、荒川区外を選んでお住まいになる方もいらっしゃるのですが、なかなか一概に比較して論じるのは難しいのですけれども、荒川区といたしましては一生懸命頑張っているのです、このようところが重大事故も起きずに来ているのかと認識をしているところでございます。

○長谷川委員 ありがとうございます。子育てに関して荒川区はこれがすごいというのは何か探したいなと思っているのですけれども、そういうのはないのですか。

○小堀子ども家庭部長 この後、令和6年度の主な子育て施策についてというところでまたご説明しますけれども、荒川区はこれが他区に比べてというのはやはり何年か前になりますけれども、ICTの先進自治体として子どもたちがタブレットを1人1台体制で使い始めたのは荒川区が全国で一番など、児相も23区に先駆けて設置しましたし、また、公園内保育園ということで、待機児童を早く、とにかくゼロにしなければというところで、東京都のご理解もあって、都市公園の中に保育園をつくるなど、そういったところで先進的な取組は得意なところがあるかなとは思っています。

○河津委員長 よろしいでしょうか。

石塚所長は、特に児童相談や児童虐待に関する辺りで、荒川区の特徴のようなことは東京都全体の中での荒川区の位置づけのようなものは何かご感想はあるでしょうか。

○石塚子ども家庭総合センター所長 一般的なことになるかもしれませんが、荒川区の場合の人口に占める子ども人口につきましても13.5%か13.4%ぐらいの規模でございまして、他区から比べても少ないのかというところはございます。

ただ、その中であっても虐待が増えているというようなことでございまして、現場で見ていると、夫婦喧嘩やDVなどが一般的には多いといわれている中で、特に荒川区の場合はきょうだいがいるケースが多いです。そのケースできょうだい全部受理されるという場合もあつたりしますので、身体的虐待を受けているお兄ちゃんがいれば、それを目撃していた下の妹などは心理的虐待ということで受理するということがございます。

また、主たる虐待者ですけれども、通常では母親が多くなるのですけれども、荒川区の場合には母親と父親等が拮抗していることも統計では明らかになっているところです。そのようなところが特徴になっています。

また、大きな命に関わるようなけがを負った子どもというのは今のところはないというところでございます。

外国籍のお子さんたちへの対応についても苦慮しているところでございますけれども、この辺につきましても、今後も対応してまいりたいと思っておる次第です。

私からは以上です。

○河津委員長 大変ありがとうございます。

東京都全体から見ると荒川区は落ち着いている区だろうと思います。今お話がありましたように、いわゆる下町的な人のつながりが残っているところがありますし、それから荒川区は社会教育や図書館に対しても力を入れていらっしゃるのではないかと印象です。

特に、今、秋田喜代美先生なども、絵本を家庭で読む母親が減ってきているという

話をしている、それだけ働く母親が増えているという時代だと思えます。多分この後の施策にも図書館の充実が予算として出てくると思えますけれども、本を読ませることに対しては荒川区は非常に熱心なので、私は非常にいい傾向だと思っております。児童虐待から少し離れても全体の予防的な活動にも当然なるという感じを受けております。

それでは、続きまして、報告の3件目です。所管課から説明をお願いしたいと思います。

○本木子育て支援課長 資料6をご覧ください。令和6年度荒川区の主な子ども・子育て支援施策についてご説明させていただきます。

こちらにつきましては、荒川区の目指すべき将来像、「幸福実感都市あらかわ」の都市像の1つである「子育て教育都市」に位置づけられているものでございます。

資料の6では、主なものをまとめてございます。事業名の後に「新」と書いてあるものが令和6年度の新規事業で、「レ」と書いてあるものが令和6年度のレベルアップ事業になります。本日は時間の関係もございまして、これらレベルアップ、新規を中心に主なものを説明させていただきます。なお、予算額等につきましては、記載のとおりとなりますのでご確認いただければと思います。

まず、(2)産後ケア事業の充実でございます。こちらの事業は、出産後1歳までの母子に対しまして、医療機関等で産後ケアを実施し、育児不安の解消を図る事業でございますが、6年度は利用料の所得区分につきまして、これまで課税、非課税の別があったものを撤廃しまして、また、多胎児加算を充実して支援をしているところでございます。

(3)子どもの居場所事業の拡充及び子ども食堂等の推進でございます。6年度から補助要件につきまして緩和をさせていただいております。これによりまして、より幅広い団体への支援を可能とさせていただきます。引き続き、子どもの居場所づくり、子ども食堂の開設支援を行うとともに、「あらかわ子ども応援ネットワーク」という地域の活動団体が集まるネットワークの活動支援も行っていきたいと思っております。

(7)ケアリーバーへの支援の実施でございます。こちらは児童養護施設や里親などの社会的養護を離れまして、就職や進学する若者に対し、家具や家電等を購入するための一時金の支給や民間賃貸住宅を借りる際に連帯保証人を立てられない場合に、保証会社に支払う保証の一部補助のほか、就職先での活用や進学者の将来のキャリアアップにつながる資格、運転免許の取得にかかる費用を補助するものでございます。

(8)ひとり親家庭の支援でございます。こちらの事業は6年度からは、ひとり親家庭にベビーシッターまたはホームヘルパーを派遣する「ひとり親家庭サポート事業」というのがございますけれども、こちらにつきまして、これまでひとり親家庭となっ

て1年以内という要件を2年以内に緩和するなど、ひとり親家庭のさらなる充実を図っているといったところでございます。

(11) 学童クラブの充実でございます。6年度は、ひぐらし小学童クラブの移転に伴う定員拡大を図るほか、休止をしておりました尾久学童クラブを再開しました。また、学童クラブへの巡回や事業者との連携強化によりまして、保育の質の向上を図ってございます。

また、夏休み等のお弁当の提供事業の開始に向けて現在準備を進めている状況でございます。

(14) 子どもを対象とした予防接種の充実でございます。こちらは現行では、慢性疾患や障がいのある生後6か月から小学校就学前の児童に対しまして小児インフルエンザワクチンの接種費用の助成を行ってございますが、子育て世帯の経済的負担を緩和するために助成対象を拡大する予定でございます。

(28)、こちらは新規事業の不登校児童生徒への新たな学びの機会の確保でございます。こちらは生活指導上の課題を抱える子どもたちに対して、アウトリーチや別室見守り等の強化をするとともに、一定の要件を満たしたフリースクール等に通学する児童生徒に授業料の補助を行うものでございます。

そして、資料6の下に、「(仮称)荒川区子ども計画の策定にかかるニーズ調査の実施について」という参考資料をお配りさせていただきました。こちらにつきましては現在仮称でございますが、「荒川区子ども計画」の策定に向けまして様々な準備をしているところであり、その準備の一環として行ったニーズ調査の状況をまとめたものでございます。

ポイントだけお話をさせていただきますけれども、ニーズ調査の概要としましては、来年度からの5年間の計画期間とします計画を策定するに当たりまして、各種行政サービスの区民の利用状況やニーズ、それから子ども・若者生活状況に関する動向分析を行いまして、区の現状と今後の課題を整理するために行ったものでございます。

①荒川区在住の未就学児の保護者1,800件、②荒川区在住の就学時の保護者1,500件、③荒川区在住の小5の子ども500件、④荒川区在住の中2・高2の子ども1,000件、⑤荒川区在住の18～39歳の若者2,200件に調査を行ったところでございますが、従来まで①、②を対象に実施してきたところでございますが、子どもの意見も聞くために、③～⑤のところを、新たに対象者を拡大しましてニーズ調査を行ったところでございます。

そして、主な調査項目については2に記載のとおりでございますが、こういった調査を行いまして回答を頂きました。現在頂きました回答につきましては、区民の方の状況を計画に反映できるよう分析を進めているところでございます。予算に合わせましてこの「子ども計画」の策定状況につきましても併せてご報告をさせていただきます。

した。

簡単ではございますが説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○河津委員長 ありがとうございます。新規事業とレベルアップ事業について触れながら説明をいただいたわけですが、委員の皆さんからどうぞご質問やご意見があればお願いします。

師岡委員、どうぞ。

○師岡委員 ご報告ありがとうございます。今年度、新規事業あるいはレベルアップ事業があるということの報告、3期の子ども・子育て支援計画が来年度からという時期において、こうした取組をある意味では先行して行っていること、改めて先進的な取組を従来からもなさっている荒川区らしい取組ということで、高く評価をしたいと思っております。

その上で、それぞれの施策は恐らく単年度単位で現行の子ども・子育て支援計画の点検、評価というところで詳細に分析等をなさっているとは思いますが、次期の計画を策定する上でも少し検討をしていただけると良いのではないかと思います。少し細かいですが5点、意見として述べさせていただければありがたいと思います。

1つ目は、給食の無償化の問題です。これを見る限り(4)保育所・私立幼稚園の給食費負担減免、そして(18)学校給食の無償化、(33)区立幼稚園給食は全部、給食の無償化関係の施策ですが、要は、私立幼稚園だけ完全には無償化になっていないという話ですよ。多分、月額7,500円までということですから、ほぼ無償だとは思いますが、ただ保護者からすると保育所も無償になっていて、公立の幼稚園もなっていて、小中もなっているんですよ。なぜ私立幼稚園だけというのは少しバランスを欠くのではないかと思います。もちろんお金がかかるのですが、公私、幼保、小中と、区切りなく全部荒川区は給食費も無償ですよ、とより強く次期には打ち出されるといいのかと感じました。

それから2点目が、(5)保育園及び私立幼稚園従事職員等への宿舍借り上げ支援、(6)保育士及び幼稚園教諭への奨学金支援制度に関係してですが、いわゆる保育者の不足、あるいは離職などを止めるための大きな目玉の施策と言っていると思うのですが、例えば(5)などは借り上げていることに対してだけ支援するといったときに、どの程度今どきの若者の利用というところでうまく回転していくのかというと、少し心配なところもあります。借り上げではなくて、その職員が自分で借りているアパート等のいわゆる家賃補助という形にしていくことはできないのか。あるいは奨学金支援も結構ですが、広く言えば、処遇改善につながるものを総じて展開していかないと、実質的に保育者不足を解消したり、あるいは荒川区の幼保、公私問わず就職した後も長く続いていくということをもっと具体化するということでは少し心配な点もあるので、そのような施策を充実していただけるといいのかと感じました。

それから3つ目は、(10) 放課後子ども総合プランの推進と(11)です。いわゆる学童の問題です。(10)で既に触れていますけれども、荒川区としても、国も示しているとおりに、放課後子ども教室と学童クラブを一体的に運用しようという姿勢は大変結構だと思うのですが、そのときにこの総合プランの推進と学童クラブの充実というのが予算立てからも2つに分かれています。より効率的にこの辺の経費を有効利用していることにつながるのか、かえってそれが分散してしまって、せっかくの予算をつけても有効に使えなくなるのか、少しその辺の心配をしております。まさに一体ということであれば、この(10)と(11)などもよい意味でまとめていくというようなことは次期以降でも検討の余地があるのかも少し気になるので発言させていただきました。

そして4つ目は、(21) 中学1年生の基礎学力向上事業、(22) タブレットPCを活用した学校教育の充実、(23) 小中学校英語教育の充実・強化、(24) 英語検定受験料補助、(26) 学校パワーアップ事業です。いわゆる小中の教育の中で、荒川区独自のいろいろな支援、(26)の言葉を借りれば、学校のパワーアップを図るということになると思います。タブレットなどの購入支援に使うのは、すごく分かりやすいのですが、(21)、(23)など、つけている予算を各学校の特色ある教育を学校裁量でできるような施策に変えていくことというのが、私としては期待したいところです。より施策を細かく、丁寧に支援していくという方針からすれば少し異なるスタンスかもしれませんが、逆に細かく細分化してしまうとお金自体がかえって使いにくくなるということもあるので、先ほどの学童の問題も含めて、もう少しまとめられるものがあれば、それも次期の計画の中では検討してもよいのかと思いました。

最後に、次期の子ども・子育て支援計画の策定の準備のために、ニーズ調査をされているところをご報告いただきましたけれども、これはたしか前々回のときにも少し私が質問した記憶があるのですが、この子ども計画ないはその調査の中で、18歳～39歳までの若者を対象に調査しているのですよね。ということは、3期目から荒川区も子どものための支援計画ではなく、子どもと若者の育成支援計画をトータルでつくろうとなさっているのでしょうか。もしもそうだとしたときに、私のこれはまた個人的な意見ですが、あまりにも対象が幅広くなり過ぎてぼやけてしまうということがないのか、3期目の実際の支援計画はどんな見通しなのかということも少し気になったものですから、ここは意見というよりも質問をしてみたいと思いました。

たくさんで申し訳ありませんが、以上5点ほど述べさせていただきました。

○本木子育て支援課長 まず私からは、私立幼稚園の給食の関係のお話しをさせていただきます。

先ほど月額7,500円までということでお話ししていただきましたけれども、実

情を申し上げますと、区内の私立幼稚園につきましては、こちらの給食費7,500円に収まっているということがありますので、実質、無償化ということになっております。

また、計画の部分についてもお答えさせていただきますと、実は第2期のときから若者も対象とした計画になっておりまして、併せて今回はニーズ調査も行いました。今、幅広い計画になると少しぼやけてしまうのではないかといったご指摘があったかと思えます。今回はニーズ調査で若者も対象として行ったこともございますし、また若者支援といったところを計画に明確に打ち出させるように、若者支援の部分は章立てをする形で、しっかりと位置づける方向で今検討を進めている状況でございます。○櫻井保育課長 私から保育の宿舎借上げについて、まずご説明させていただきます。

実際に実績といたしまして、3年度では261名の方、そして4年度では267名の方が活用しております。

効果としても人材確保や離職の防止に大きく寄与すると考えているところです。

ご意見頂きました、ご自身で借りているものも今回の対象に入れたほうが良いのではないかというお話ですけれども、これは国や東京都からの補助金を活用している事業でありますので、補助スキームとしては事業者が借り上げることが条件となっております。ただ、本人が借りている宿舎であった場合でも、賃貸借契約を事業者名義に変更することでこの制度を活用できるとなっておりますので、そういったことも踏まえて事業者に周知をさせていただいて、より活用していただき、人材確保、そして離職の防止に寄与していきたいと思っておりますのでございます。

また、処遇の改善の話をいただきましたが、こちらの資料6には書かせていただいているのですが、我々といたしましても保育士の処遇につきましては大変重要なものと認識してございます。区ではこれまでも処遇改善の加算や、キャリアアップの補助金の交付などをさせていただいているところでございますので、引き続き保育士の処遇の改善につきましては努力していきたいと考えてございます。

○小堀子ども家庭部長 続きまして、学童の所管の課長は、今日は出席しておりませんので私から、学童と教育の件についてお答えをさせていただきます。

学童クラブの(10)と(11)、放課後子ども総合プランと学童クラブが分かれているのは、やはり学童クラブが学校の中であればお子さんも保護者の方も大変安心ですが、教室の数に制限がございますので、義務教育を優先でやっているとどうしても学校の中に学童クラブを設置できないところは、学校外学童クラブということになります。その学校外学童クラブの運営に係る経費として(11)があつて、校内で放課後子ども総合プランとして、学童と放課後子ども教室が一緒にできるところは予算上の項目立てが別になっているのでこういった形で(10)と(11)に分けて記載



がございました。

教育の（２１）以降のところになりますけれども、師岡先生からご指摘いただきました、まさに学校裁量で使えるというのが（２６）の学校パワーアップ事業というところになりまして、これは区の会計規則などを全部改正しまして、校長先生に予算を執行する裁量権をお渡ししまして、各学校の特色を生かした教育や地域への貢献など、学力向上に資する施策をやっていただくというものになっています。

そのほか、荒川区は学力テストの結果を見ますとそんなに高いところにはないということもございますので、そこは学校の特色ということではなくて、全体の底上げというところを狙って共通でやっている事業も多く持っているというところがございます。

以上でございます。

○師岡委員 ありがとうございます。それなりに状況は承知しているつもりなので、別に批判的なコメントではなくて、より前向きに取り組んでほしいというエールとして受け止めていただければと思います。引き続き頑張ってください。

○河津委員長 ほかにはいかがでしょうか。

川松副委員長、どうぞ。

○川松副委員長 （７）のケアリーバーへの支援のところでご質問ですけれども、「相談に応じ」と記載があるのですけれども、どのような方がどのような形で相談対応されているのか少し運用を伺いたいと思いました。

これは例えば民間事業者に委託する形でされているのか。家賃補助などだけではなくて、ケア付き住宅のような感じで支援者が寄り添う、あるいは巡回しているなどということで、相談ができて助けられる若者たちもいらっしゃると思いますし、あるいはサロンのような場があって、居場所があってそこで集うことで癒されたり、前向きな気持ちになれたりすることもあると思うので、そういう運用がされるといいと思います。そこに一定の専門性のある方がいらっしゃると思うのですが、どういう運用をされているのかまずご質問したいというのが１点です。

それと、意見のようなものですが、ショートステイについてあまり記載がないのですけれども、今度の法改正で、親子でショートステイができるようになるので、親子でショートステイするというのはすごく有効だと思うのです。親子で支援を受けられるということは、親子の観察をしながら長期に分離が必要となった場合にも、親子の状況を観察しながら今後の方針等の話ができるので、納得しやすいかもしれないですし、特に産後ケアの中で親子でショートステイを使うというのは有効な手だてではないかと思うのですが、では、実際に親子でショートステイはどうするかというと、今実施されているショートステイの場所で親子で支援を受けられるスペースなどはそんなにないと思われるので、現実的にはどうするかという課題が出てくると思います。

母子生活支援施設が区内におありなので、母子生活支援施設が地域の親子支援に幅広く手を広げて事業化されるといいのではないかと思います。そういうショートステイと母子生活支援施設と産後ケア事業など、その辺を絡めて、幅広い活用ができるといいという気がします。

特に妊産婦への支援でいうと、妊産婦を対象とした支援としてこのメニューの中では、産後ケア事業の（２）のところぐらいしかないのですけれども、妊娠に葛藤を抱えておられる女性や若年女性の支援も含めて、妊産婦支援が虐待予防という点ではこれから一番要点になる気がするので、その妊産婦支援の事業を進めていけるような検討を今後していただけるといいと思いました。

以上です。

○本木子育て支援課長 まずケアリーバー支援に関するご説明をさせていただきます。こちらの流れでございますが、具体的には区がきめ細やかな対応ができるように、児童養護施設、里親と情報連携を取りながら相談に応じている状況になっております。

○川松副委員長 児相でということですか。

○本木子育て支援課長 子育て支援課の職員が行っています。

○小堀子ども家庭部長 児相の児童福祉司も一緒に行きます。

○川松副委員長 それは現在、社会的養護に入っているお子さんなど里親委託されているお子さんに周知されているということですか。

○本木子育て支援課長 そうです。その施設や里親を通じて該当になる方にはしっかりと周知してくださいということをお願いをして、漏れのないように行ってまいります。

○川松副委員長 ありがとうございます。

○片倉委員 里親のところにいる里子が自分の進路を考えたときに、直接そこに相談に行くということもあるのですか。

○本木子育て支援課長 直接ということではなくて、このような制度があることを里親を通じて周知をしていただくという流れになっております。

○片倉委員 そうすると、お子さんにどう届いているかというところは児相との関係になってくると理解してよろしいのでしょうか。

○古賀子ども家庭総合センター相談担当課長 おっしゃるとおりでございます。

児相として里親に委託しているお子さんで、満18歳年齢に達するお子さんについては、当然ケースワーカーもそのお子さんがこれから社会的に自立をしていくのか、または措置を延長してもう少し里親のところにいるのかなど、一緒になってその支援の方針を考えてございますので、連携して対応しているところでございます。

○片倉委員 里親のところにいるお子さんで、自分がどういうふうな社会に出て、何を支援してもらえながなかなか分かりにくくて、自分の将来を考えられないお子さ

んがいるというお話は何回も聞いているものですから、ぜひ早い機会から具体的に先が見える、もちろん自立支援計画も含めてでしょうけれども、お子さんに情報が、いろいろ支援があるということが伝わるといいと思って、ぜひそこを進めていただければと思います。

○古賀子ども家庭総合センター相談担当課長 そのようなご指摘も踏まえまして、早い段階からお子さんの進路も踏まえて支援をしてまいりたいと考えてございます。

○河津委員長 ほかにはいかがでしょうか。

掛川委員、どうぞ。

○掛川委員 2点質問させていただきます。

令和6年4月から施行されている改正児童福祉法に基づく子どもの権利擁護に関するいろいろな施策があると思います。それについては予算立てを何かされているのでしょうか。この項目の中のどれかに入っているのかについてお伺いさせていただきたいと思います。

もう1点は、(9)は若者相談支援体制の整備と書いてありますけれども、子ども自身が相談をする体制など、そういったことについての予算立てというような施策をするということは令和6年度はないのでしょうかという点をお伺いさせていただきたいと思います。

○本木子育て支援課長 まず権利擁護についてご説明をさせていただきます。

「あらかわ子どもほっとらいん」を昨年10月から開設しまして、区内の18歳未満のお子さんとその保護者などを対象としまして、弁護士や臨床心理士の資格を持つ子どもの権利擁護委員が普段の困りごとなどを聞いて、問題解決につなげるお手伝いをする事業を行っております。昨年もこちらで少しご紹介をさせていただいた事業になってございます。

○掛川委員 それは今回のこの支援施策についての予算立ての中では、今回の項目では挙がっていないけれども別途で予算がつけられているという意味でしょうか。

○本木子育て支援課長 今回ご紹介させていただきましたのは主な施策というところで、大まかに主だったものを項目立てで載せているといったところで、具体的に細かな予算につきましては予算書の中で見えてくるものになっており、今回はこの中で具体的にどこといったところはない状況になっています。

○古賀子ども家庭総合センター相談担当課長 先ほど児童福祉法の改正の中でということで幾つかメニューがあったかと承知してございます。その中で子どもの意見聴取等措置につきましては、児相の職員が子どもに措置をするときなど、あとは一時保護するときに、必ず子どもの意見、それから最善の利益を考えて措置を決定するというものでございます。早速4月から施行されてございますので、こちらのケースワーカーの職員も国のガイドラインなどを見ながら、子どもの意見を丁寧に聴取して経過記

録に残すなどそのような取組をしているところでございます。

○掛川委員 それは承知しておりますが、今回のこの資料を拝見して、主だった施策が載っているということですが、子どもは権利主体であるということを前提としたものがどうも薄いように思えてしまいました。もちろん子ども・子育ての支援の施策もとても大事です。若者対策もとても大事だと思っています。けれども、子どもが主体的に相談できる場、あるいは子ども自身の意見表明支援員など、そのような制度も導入されたにもかかわらず、そのことについて何も触れられていないというのは、やはり子ども自身のことを子どもを中心としてという考え方にまだ至れていないのかと若干懸念するところです。

以上です。

○小堀子ども家庭部長 少し補足をさせていただきます。今、子どもが相談する場というところがございますけれども、荒川区では教育センターが主に公立の小中学校になりますけれども、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが相談に乗っているほか、いじめ等の学校生活に関わる相談ができる「子どもの悩み110番」などもございますので、誰でもどこかに行って相談できるというような窓口的な開設というのはない状況ですけれども、相談しにくい状況があるとは考えておりません。

荒川区は児童福祉審議会でも少しご議論いただきましたけれども、昨年、子どもの権利条例ができた関係で、昨年度に権利の関係の事業など予算立てを主に載せさせていただいたり、事業を実施させていただいたりした関係で少し今年のところは落ちていきますけれども、子どもの権利は私たちの認識から落ちているわけではないというところをご理解いただければと思います。

○鈴木委員 少し関連するところでよろしいでしょうか。恐らくやはり掛川委員も含め少し我々と認識がずれていると思うのですけれども、例えば今年度から、一時保護所の意見表明支援員を派遣する試行などが全国の児相で始まっておりまして、私も川崎市で一時保護所の意見表明支援員に今年度から拝命しまして、この8月に子どもの虹情報研修センターで開催される子どもの意見表明支援員の初任者研修を受けるための予算を川崎市からつくってもらって、私を含めた4名くらいで試行事業を今年度やるということです。

例えば中野区の児相や、あるいは板橋区の児相、子どもアドボカシーセンターなどと協力しながら既に、例えば土曜日の午後になると割と若手のアドボケイトが5人か6人ぐらい行って、相談のある子どもには相談を聞くし、相談はないけれども遊びたいという子どもは遊べるようなそのような体制をつくっておりまして、よりアウトリーチをして子どもの意見を聴取して、「本当はこういうことを考えているのだけれども、児童福祉司に言えないんだということがあれば、一緒に言ってあげるよ」、「代わりに言ってあげるよ」など、「自分で言えるのだったら応援しているよ」のような形

で、子どもの意見を担保する取組が始まっています、掛川先生のご質問はその辺のところはいろいろなところで新しく始まっているのに、予算立てが今年度はついていないのが少し不思議ではないかということをおっしゃっておられたのかと思います。

○河津委員長 意見表明等支援委員については、東京都の児童福祉審議会では、昨年、知事への提言で出ましたけれども、国はその前から大分県で先行して実施したりしているのです、各自治体に設置を促していたわけですね。

それで荒川区について私も改めて調べたところ、子ども家庭総合センターが始まったときと同時に本庁に、既に、子ども意見表明支援員を置いているのです。今まで活用する機会がなかったのです、その辺りをしっかり活用していくということになるのではないかと思いますので、その辺はいかがでしょうか。

○本木子育て支援課長 ありがとうございます。今お話があったように、令和2年から意見表明支援員、それから権利擁護調査員等を置いて実施してきたところで、今お話がありました、何かお子さんが意見を表明しにくいといった状況に関しましては、そのような意見表明支援員の方をお願いして、お子さんのお話を聞いていただく取組については、今もやらせていただいているところでございます。

○河津委員長 それと同時に、知的障がい児等については、意見というよりも意思の部分はどう具体化していくかということになるので、認知症のお年寄りと同じように、意思形成、意思表明、意思実現という辺りですね。だから具体的な生活の中で、措置の各段階で意見表明をする機会を確保するというよりも、例えば施設の中や一時保護所の中で、具体的な日々の生活の中で子どもの意向をどう生かしていけるのか。かみ合わせて支援ができるのかという辺りが大事なのではないかと思います。

時間がだんだんなくなってきましたので最後に1点だけ、私は(9)の若者相談支援体制の整備ということで、ここは意見だけご回答をいただかなくていいのですけれども、特にひきこもりの若者たちが非常に大きな問題になっていて、児童福祉審議会といえども、今アフターケアの年齢制限を撤廃して、いつまでも児童養護施設に戻ってきていいよという体制になってきているわけですし、先行きまでずっと考えていくことになると、若者のことも視野に入れなければいけないと思います。そこでやはり深刻なのがひきこもりの若者ですね。これは結局8050問題につながっていくわけで、社会全体の大きな課題だと思うのです。

という中で、若者の様々な相談を受けて、悩みに応じた適切な支援機関につなぐといっても、適切な相談機関が成人に達した若者にとってあるのかどうかという辺りはいろいろな課題はあると思います。

取りあえずワンストップで相談事業を実施する中で、どういうところに悩みがあって、どうすればいいかということをし少し具体的に課題を明らかにしていただけて、次の施策につなげていただければと思います。

前に私も1回話をしていますけれども、品川区では、フリースクールではなくフリースペースを実施しており、不登校、ひきこもりの子どもたちや若者たちの居場所になっています。また、品川区が社会福祉協議会へ委託し、ひきこもりの若者を秋田県等に派遣して体験プログラムを実施する等の事業を行っています。このように、若者相談支援体制の整備の先には、これから開拓する部分が多く出てくると思うので、今後はそのあたりを課題としていただきたいということを希望として述べさせていただきます。

それでは、本件については以上とさせていただきます、事務局から事務連絡等をお願いします。

○本木子育て支援課長 事務局から事務連絡をさせていただきます。

次回の審議会の日程でございますが、1月から3月頃を予定してございます。それまでの期間には各部会を開催します。次回の審議会では各部会における審議の報告等をしていただく予定となっておりますのでよろしくお願いいたします。

○河津委員長 それではこれもちまして、令和6年度第1回荒川区児童福祉審議会を終了します。ありがとうございました。